

開催日・場所	令和2年11月6日(金) 善防公民館 大研修室	参加者数	一般参加者33人 地域担当職員5人
--------	-------------------------	------	-------------------

	項目名	内容	地区・場所	備考	担当	回答
1	善防中学校の通学路に指定された町道の補修(防塵)工事について	一部、ため池の堤防も含まれており、自転車のハンドル操作に影響を及ぼしかねない道路事情です。町道管理責任の問題もあり、防塵舗装整備を早急に進めて頂くか、通学路指定解除の検討をお願いします。(ガードレーンの設置も一部のみ)	町道(指定通学路)	大村町	都市整備部	平成30年に要望は頂いております。 当該通学路(生活道路)の舗装更新は、延長が長く相当額の費用が必要となるため、緊急性、安全性、通行量等を含め、当該地区の他の要望との優先順位をご相談しながら対応したいと考えます。 なお、通学路の指定については、地域・PTA・中学校が協議されたのち、道路管理者を含め確認を行った上で決定しています。 まずは、地域・PTAから中学校にご相談いただきますようお願いいたします。 道路の穴等は即対応しているが、拡幅や側溝の修繕については、校区毎に優先順位をつけていただき対応を検討していきます。
2	下里川の河川内整備について	河川内の荒れ方がひどく、県と交渉して10年~20年計画でいいので、順次整備を進めて頂きたい(県の見解としては「堆積ではなく、川底が削られた状況」だとの説明を受けたが、いずれにしても景観面も含め整備が必要だと思われます。)	下里川	大村町	都市整備部	一級河川の下里川は加東土木事務所の管理河川となります。以前から地元要望を受け河川管理等について、協議を行いました。「緊急性は低いので、経過観察としたい。」旨の回答でありました。 改めて、地域の要望として加東土木事務所へ伝えたいと考えますので要望書の作成等にご協力をいただきますようお願いいたします。 区長会から地域の要望として県へ要望書の提出もお願いします。
3	町公民館の補修に関する補助金制度の創設について	地域コミュニティにとって、公民館は大切な場所です。建物の安全面からも、屋根や外壁の早めの修理が必要ですが、費用が多額であり、市による補助金制度の創設を検討していただきたい。(地域消防面は補助金制度が充実)	町公民館	大村町	ふるさと創造部	現在、市では、公民館の新築(上限400万円)や増築をはじめ、改修(上限160万円)やバリアフリー工事(上限100万円)に関する補助金制度を創設し、新設や改修等を希望する各自治会に対して、補助しています。(加西市HPにも掲載しています。) また、毎年11月上旬に、全自治会を対象に補助金の申請予定調査を行い、令和4年度(再来年度)の予算に反映させています。

4	<p>鶉野飛行場周辺整備について</p>	<p>令和4年春に地域活性化拠点施設等の計画が進捗し鶉野飛行場線を含めて周辺の整備が進められている。これらの計画に合わせて以下の整備も考慮願いたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飛行場から西側道路の整備と歩道の新設(飛行場から野条町交差点) ・戦争遺跡の整備以外に大人から子供まで市民が集う施設の考案をお願いしたい。(遊戯施設等) ・周辺施設への案内板の設置 京阪神からの車がよく迷われている。 ・剣坂野条線の幅員が狭く、大型車がすれ違えない。 ・寮の跡地の活用(新生町南西) 		<p>野条町 新生町</p>	<p>ふるさと創造部 都市整備部</p>	<p>【土木課回答】 ・市道剣坂野条線の「飛行場～野条交差点」を含む1車線区間(岸呂町～野条町)について道路改良(歩道設置等)の要望を受けています。 しかしながら、延長が約4kmと長く、整備には相当額の費用が必要となるため、国庫補助事業の活用など予算確保の方法や、整備区間の順も含め検討が必要と考えています。</p> <p>【鶉野未来課】 ・戦争遺跡の整備以外に大人から子供まで市民が集う施設については、令和4年春に完成予定の地域活性化拠点施設に設けるキャノピー広場やエントランス広場、多目的室等では、幅広い年代の方に活用をしていただける場所となっており、多くの方が訪れるよう努めてまいります。 ・周辺施設への案内板については、今年度中西町交差点、フラワーセンター前交差点、鶉野南交差点に整備します。今後も計画的に整備をしていきます。</p> <p>【都市計画課】 ・ご質問の土地は市街化調整区域に位置しておりまして、建築物の建築や開発を行うことについて強い制限がございます。また、農地であれば農地法等の強い制限がございます。もし建築や開発についてのお話がありましたら、都市計画課まで相談いただければと存じます。</p>
5	<p>廃屋</p>	<p>高齢化が進み廃屋が増えている。安心安全のためにも取り壊す方法を至急考えてほしい。</p>		<p>尾崎町 新生町</p>	<p>総務部</p>	<p>空き家については、加西市老朽危険空き家撤去事業補助金交付要綱を定め、老朽危険空き家と認定された空き家に対し、撤去にかかる費用の補助を行っております。ただし、補助要件として、自治会と所有者等の間で、撤去に関する同意が得られ、自治会が空き家の撤去を行い、跡地の有効活用又は適正管理を図るときに、自治会に対し補助を行うものです。</p> <p>空き家については、未然に防ぐ予防対策が重要であり、空き家バンクへの登録や、市内の建築士、税理士、司法書士、不動産事業者等の各分野の専門家が立ち上げた加西空き家対策専門家協議会(え〜がい加西)の活用を進めていきたいと考えています。</p>

6	募金	観光まちづくりは良いことだと思うが、募金というのはどうなのか。赤い羽根などとは趣旨が違うように思われるのだが		尾崎町	ふるさと創造部	<p>加西市観光まちづくり協会では、市民の皆様のご協力の下、交流人口の拡大による地域振興に取り組んでいます。下里地区の皆様におかれましては、ふるさと創造会議を中心に、善防山の登山ルート整備、観光まちづくり活動の交流会やフォーラムへの参画等、多大なご尽力を賜っており、厚くお礼申し上げます。</p> <p>各自治会におかれましては、自治会会員として一戸あたり100円相当の会費をいただき、季刊誌「ぶらっと加西」等によるイベントや観光まちづくり活動の情報発信、観光イベントへの助成等を行っています。市民の皆様様に様々なイベントをお楽しみいただくとともに、観光まちづくりへの関心を高めていただきたいと考えていますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>
7	市道剣坂野条線について	<p>市道剣坂野条線道路拡幅については、2019のミーティングの際に要望し一定の回答をいただいているところであるが、将来展望が全く見えない。</p> <p>現状は幅員狭小で、すれ違いにも支障があるうえ近年特に大型車両の通行が増えており危険度が増すばかりである。改修が完了するまでは通行制限も視野に対応をお願いする。</p> <p>大型車両の車両制限は道交法上の問題が生じるため市独自で制限することはできない事は承知している。しかし、車両制限令に規定する車両(特殊用途車:特種用途車ではない)の通行については本来通行禁止が前提であり、特例的に許可をしているに過ぎない。道路管理者が通行に支障がないと判断して許可を与えているのか、無許可で通行しているのかその点を明らかにして適切に対応して頂きたい。もし許可をしているとするならば、何をもちいて安全と判断されたのかその点をお示し願うとともに無許可であるならばその対応についても合わせてお聞きする。</p>	市道剣坂野条線(岸呂～野条の間)	段下町	都市整備部	<p>市道剣坂野条線の1車線区間(岸呂町～野条町)の延長は、約4kmと長く整備には、相当額の費用が必要となるため、国庫補助事業の活用など予算確保の方法や、整備区間の順も含め検討が必要と考えています。</p> <p>また、令和元年度は、3件の特殊車両通行申請を受け、いずれも道路法に基づく車両の制限(超重量、超寸法)を超えていたため、夜間に通行することとし、屈曲部・交差点を通行するときは、徐行すること。道路中央を超える通行にあたっては、誘導措置(誘導車、誘導員など)をとり、他の交通の安全をはかり、橋を通行するときは、連行を禁止する条件を付して許可をしております。</p> <p>特殊車両は道路法ではご指摘のとおり、原則通行が禁止されていますが、道路管理者がやむを得ないと認めた場合に限り、通行することができます。したがって、通行許可をするにあたり、通行経路や通行時間帯等必要な条件の検討を丹念に行っていきたいと考えております。</p>
8	有害鳥獣駆除(イノシシ)	9月以降の駆除はしてはいけなと言われました。被害が多いこともあり駆除の許可を出していただきたい。		坂本町	地域振興部	<p>鹿・猪の有害捕獲については、兵庫県猟友会加西支部に委託し実施しています。また、有害捕獲期間については、委託先である猟友会と協議して定めており、銃による有害捕獲期間を4月から6月、9月、3月、わなによる駆除期間を6月から8月としています。また、狩猟期間は11月15日から3月15日までとなっており、猟友会の方々には、ほぼ年間を通じて捕獲活動を行っていただいている状況です。(10/19区長説明済)</p>

9	新生町自治会総合グラウンドの設置について	<p>現在、新生町南西側にある旧姫路海軍航空隊川西航空機寮跡地近くに、古いタイヤが2000～3000本残されている(スクラップ解体業者のご本人が他界)。資源として活用するなど、出来ましたら市で処分をお願いしたい。</p> <p>また、現地は雑木林になっており、かなりの量が出ると思います。うまく処分する方法や、取引、引受者はありませんか。</p> <p>隣接する住宅へ雨水が流れ込まないように、雨水排水溝とフェンスの取り付けを要望します。</p>		新生町	生活環境部	<p>廃タイヤの処分については平成27年に新生町区長より依頼がありましたが、個人の所有物であるため、市として公費をもって処分することはできないと回答しております。</p> <p>しかしながら、既に土地所有者も他界されており、周辺環境に悪影響を及ぼす恐れも考慮し、県が実施する「廃棄物エコ手形」を活用した不法投棄撤去作業に申請して撤去できないか協議を行いました。県の事業対象となるのは「管理者不在の土地に不法投棄又は不適正処理されたもの」であり、個人の所有物であるこのケースは対象とならないとのことであります。</p> <p>今回、土地所有者の管理責任の点から、市において現在の所有者を確認したところ、相続登記(令和2年)がされており、廃タイヤについては現土地所有者の責任において適正処理されるべきものであると考えます。</p> <p>なお、処分方法や引取先など所有者から相談がありましたら、個別に対応させていただきます。</p>
10	マックスバリュー加西南店の動向について	<p>来年春に中野町へマックスバリューが出店することに伴い加西南店は閉店となるのか。</p> <p>また、閉店した場合に同業他社の出店計画はあるのか。</p>	西笠原町字敷の上67	西笠原町	都市整備部	<p>ご質問の商業施設の将来計画につきましては、民間事業でありますので、市では把握しておりません。</p> <p>将来、当地での土地利用の変更の必要性が生じた場合、地域にとって大きな課題となると思いますので、地域の皆様と一緒にできる限りの対応をしていきたいと考えています。</p>
11	消防団活動について	<p>人口減少や若年層の他市町への転出等で消防団員が減少、現役の消防団員に大きな負担をお願いしている状況にある。今後の各町における消防団員の維持や活動方針についてお伺いしたい。</p>		東笠原町	総務部	<p>昨年1月から本年2月にかけて、加西市消防団あり方検討委員会を7回に渡り開催し、委員会の提言を受けて以下のように対応しております。</p> <p>令和元年度の消防団員定数が1,418人から、令和2年度には1,173人に削減しており、部単位では概ね2～3人削減しています。また、団員の士気高揚に資するため、昨年10月より活動手当(出勤・訓練・広報)を創設するとともに、本年4月からは団員報酬(班長8,600円⇒13,000円、基本団員7,200円⇒11,000円)を個人口座への振込みとしています。加えて、昼間の消防力・防災力の低下が懸念される事から、今後の組織再編にむけて機能別消防団(消防団員経験者、消防署の退職者、市の職員、地元企業の従業員、女性、大学生等を含む)の組織化をすることにより、消防団員への負担軽減を考えております。</p>
12	文化財や古い建造物について	<p>加西市内の文化財と指定、維持管理に補助をされているものにはどのようなものがあり、また指定基準、予算等についてお伺いしたい。</p> <p>(東笠原町には、薬師堂があるが老朽化で崩れ、小さなお堂への建て替えを検討しているが、補助対象とはならないか?)</p>		東笠原町	教育委員会	<p>市指定文化財の指定は、「文化財の保護に関する条例」の条項に基づき、「市にとって重要なもの」を指定しています。近年の建造物指定では、R01年度:八王子神社本殿(江戸中期)、H30年度:日吉神社建造物群(江戸後期)などがあります。</p> <p>修理は市指定文化財に対し、上限と下限はありますが、補助対象経費の1/3以内で補助を行っています。</p> <p>未指定のお堂の修理は、補助対象外となります。</p>

当日出された
その他の意見

- ・有害鳥獣の駆除にかかる電気柵の補助について
- ・狩猟免許取得者の活動について